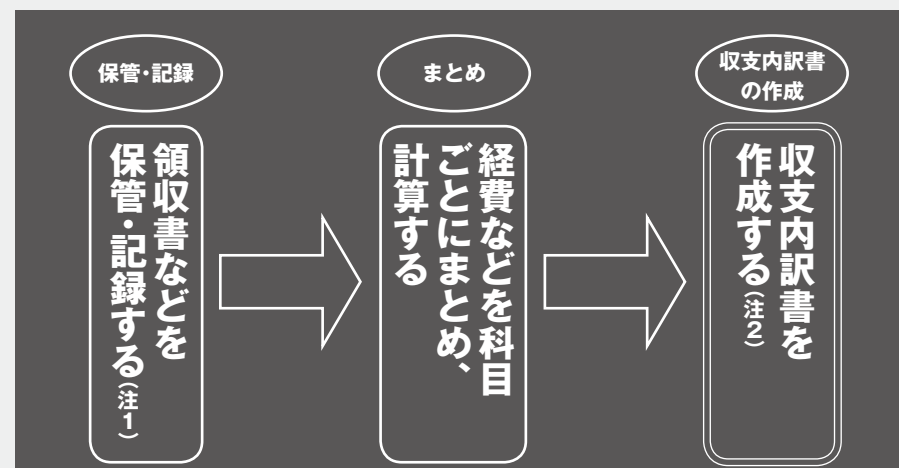


農業所得の申告

年度末、大変混み合う税の申告。今から申告に備えておくのがおすすめです。
今回は、農業所得申告の収支内訳書の作成を中心に説明します。

申告準備をしましょう！

農業所得の確定申告または市県民税申告をするには、ご自身で事前に収支内訳書を作成するなど準備が必要です。今からノートなどに記帳する、月ごとの収入や経費をまとめておくなど、スムーズに収支内訳書が作成できるように準備しておきましょう。



(注1) 領収書は収支内訳書がありますので、申告の際は提出不要です。ただし、5年間はご本人で保管が必要です。
(注2) 青色申告の人は収支内訳書ではなく、決算書の作成が必要です。

収支内訳書の作成

収支内訳書には「控用」と「提出用」があります。必ず「提出用」を申告書に添付してください。
市では、各月の収支をまとめるための簡易な表を各総合支所税務会計窓口に備え付けてあります。また、市ホームページに申告用の「農業収支計算ソフト」を掲載しています。パソコンにこのソフトをダウンロードし、収入や経費などを入力すると、収支内訳書を作成することができます。なお、減価償却費についてもデータを入力すれば自動計算されますので、農業所得がある場合は、ぜひご利用ください。
園豊科総合支所内市民税課
(TEL) 72・3111 (FAX) 72・8340

扶養控除等(異動)申告書の様式が変わります

お勤め先へ提出する「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」と年金支払者へ提出する「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の様式が、一部変更になります。

具体的には、平成23年分からの申告書に「住民税に関する事項」欄が設けられます。この欄には、16歳未満の扶養親族について記入していただきます。

平成22年度税制改正に伴い、16歳未満の扶養親族に対する控除が廃止となりますが、市県民

ここに記入

Q 農作物を自家消費した場合は？

収穫した農産物を家族で消費したり親族に贈答した場合や、米の種もみなどを自己の生産のために消費した場合は、その金額を見積もり、収入金額として計上します。

計算方法
(農産物の販売金額－出荷経費) ÷ 販売数量
× 自家消費などの数量

Q 収支内訳書の「専従者控除」とは何ですか？

一般的に生計を一にしている家族に支払った賃金は必要経費になりませんが、生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族がその年中に6ヵ月以上、事業に専ら従事している場合のみ、その親族一人につき次のAとBのいずれか少ないほうの金額を専従者控除として必要経費にできます。

A 収支内訳書の⑮専従者控除前の所得金額(＝⑦収入金額計－⑭経費計) ÷ (事業専従者数＋1)

B 500,000 円 (配偶者の場合は 860,000 円)

ただし、専従者控除を受けた人の配偶者控除や配偶者特別控除、扶養控除は受けられません。

※青色申告者が青色専従者に支払った給与は必要経費となります(青色申告をするには税務署へ事前の届出が必要です)。

Q 農地を有償で貸している場合の収入は？

農地の賃貸による収入は不動産所得になりますので、不動産所得用の収支内訳書を作成してください。農作物でもらっている場合は、買い取り価格などを参考に現金に換算してください。

Q 農業・自家用兼用の軽トラのガソリン代は？

農業に使う分のみを経費として計上します。農業と日常生活との使用割合に応じて按分してください。
電気代や水道代なども同じです。

Q 農業用機械を18万円で購入しましたが、減価償却をしなければなりませんか？

通常、農業用機械などを購入した場合は、耐用年数により取得価格を何年かに配分して経費に計上します。

しかし、取得価格が10万円以上20万円未満のものは減価償却をせずに、使用した年から3年間かけて3分の1ずつの金額を経費に計上することができます。この場合は取得価格が18万円ですので、使用した年から6万円ずつを3年間、経費として計上します。

また、取得価格が10万円未満の場合は、一括して経費に計上します。

※申告期間後半は大変混み合いお待たせする場合があります。申告の相談はお早めにお願いいたします。

税務署からのお知らせ

相続又は贈与等に係る生命(損害)保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いの変更について

相続、贈与などにより取得した生命保険契約や損害保険契約などに係る年金の所得税の取り扱いを改めることとしました。この取り扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

園松本税務署 (TEL) 32・2790

税(住民税)額を計算する際には、扶養親族の人数により課税の判定を行うためです。適正な課税を行うためにも、正確な記入をお願いします。
園豊科総合支所内市民税課
(TEL) 72・3111 (FAX) 72・8340